

事務連絡
平成23年5月12日

関係都道府県教育委員会

公立社会教育施設・体育施設・文化施設所管課 御中

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

公立社会教育施設災害復旧費補助金の第一次補正予算及び第二次補正予算の取扱

公立社会教育施設等の災害復旧業務につきましては、格別のご協力いただき、誠に感謝申し上げます。東日本大震災の災害復旧費として、平成23年5月2日（月）に平成23年度第一次補正予算が国会において成立したところです。公立社会教育施設災害復旧費補助金は87億円が第一次補正予算に組み込まれています。なお、当該補助金の対象となる地方公共団体につきましては、先日、連絡させていただいたとおりです。

今後は、①早期に復旧事業の着工が可能な施設や既に事前着工を行っている施設で、第一次補正予算で対処可能な施設と、②①以外で第二次補正予算において必要経費を計上するための施設について、引き続き施設の被害状況調査を行ってまいります。

つきましては、上記①と②の状況を確認するため、先般5月6日締めで提出いただいた別添の事前調査票の様式を修正しておりますので、様式に従い追記の上、各施設担当係に提出願います。

また、今後の補助金交付については、本調査を踏まえ手続きを開始する事になりますが、震災による被害が甚大であり、事務手続きの簡素化等について財務当局と打ち合わせを行っているところであります。打ち合わせの結果次第では、事業計画書の様式に変更が生じる場合もありますが、上記①の第一次補正予算で対処する施設については、別添の資料を参照の上、事業計画書の作成を進めていただくようお願いします。

【添付資料】

1. 事前調査票 ※詳細は各施設担当係の指示に従ってください。

2. 事業計画書等関係書類

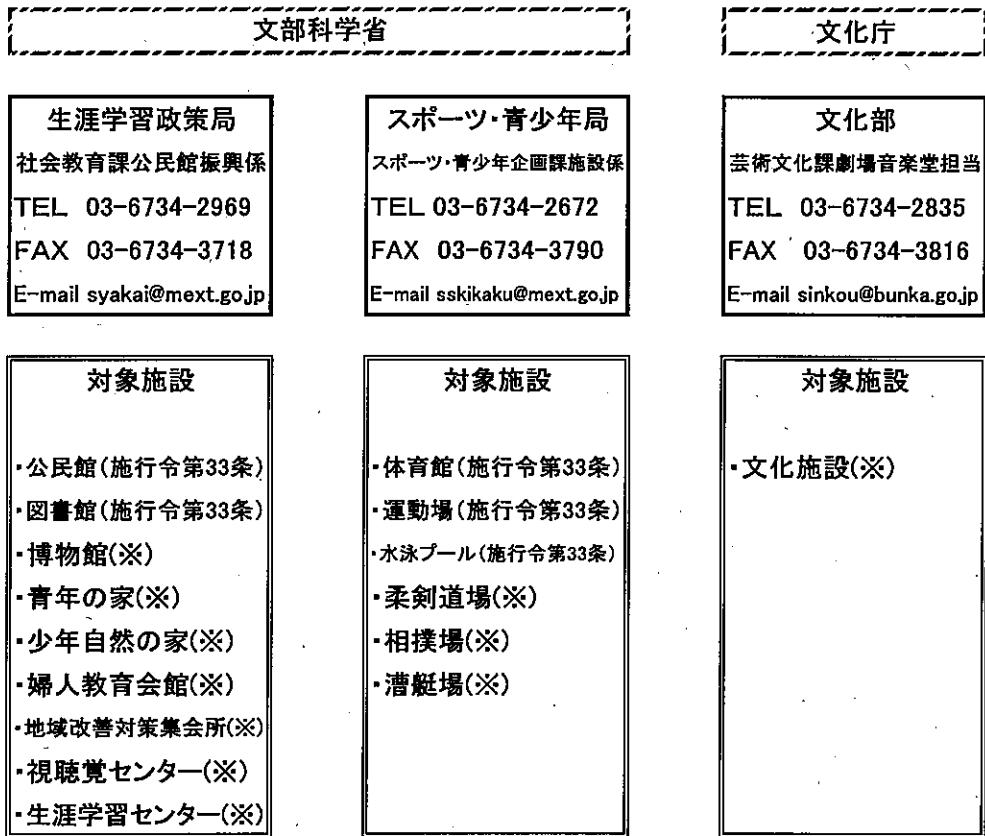
参考 公立社会教育施設災害復旧費補助金概要

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課公民館振興係 高野、前原
電話 03-6734-2974
FAX 03-6734-3718

<事前調査票>

1. 対象施設・提出先

公立社会教育施設災害復旧事業 執行体制図



本復旧事業においては、上記のとおり対象施設毎に各担当課が窓口となる。

※の施設は、施行令第33条に規定する文部科学大臣と財務大臣が協議して定めた施設

(参考)生涯学習センター……地域における生涯学習を推進するための中心機関として都道府県及び
市区町村が条例に基づき設置した施設。

2. 提出締切

平成23年5月27日（金）各担当まで提出願います。

3. その他

文化施設については、各自治体が定める設置条例及び平成22年度におけるホールの利用内容が分
かる資料を添付してください。（前回調査にて提出されている場合は、不要です）

【留意事項】

- ・被害報告を把握できていない地域、施設がある場合は、現状及び今後の見通し等を記入してください。
- ・復旧に要する費用が1館あたり60万円以下及び公立社会教育施設災害復旧費補助金を使用せず復旧
する施設については、回答する必要はありません。
- ・一次補正予算額が87億円です。一次補正予算の申請が多い場合は、二次補正予算で対応する場合も
あります。
- ・対象施設の所管課が首長部局である場合には、首長部局とも調整の上でご提出願います。

平成22年度公立社会教育施設災害復旧事業 事前調査票

所 屬	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	

*施設区分欄には、公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場及び生涯学習センターのいずれかを記入し、いずれにも該当しない場合は、その他とする。